

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	対人地雷禁止条約拠出金												
2 拠出先国際機関名	国連欧州本部												
3 拠出形態	☒ ノンイヤマーク ☐ イヤマーク												
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	3,992千円												
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート ・2001年9月, 対人地雷禁止条約(1999年3月発効)の第3回締約国会議の決定に基づき, ジュネーブ人道的地雷除去国際センター(Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)がホストする形で, 対人地雷禁止条約履行支援ユニット(Implementation Support Unit: ISU)が設立された。ISUは, 一般市民に対し無差別な被害を与え紛争終結後も復興と開発の大きな障害となる対人地雷の廃絶を目指して作成された対人地雷禁止条約の事務局機能を担い, 同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的, 間接的な支援を提供することを目的としている。2019年5月時点での本条約の加盟国・地域数は164。 ・本拠出金は国連欧州本部に拠出されるが, 拠出金の管理はGICHDが行っている。本拠出金が活動経費に充てられるISUは, 効率性を追求した結果, 定員を2.6名とした小規模な組織とすると定められ, GICHDから事務所等の執務環境設備, 通信費, その他ロジスティックな支援を受けることになっており, 拠出金の管理もその支援の一環となっている。なお, 本件拠出にGICHDの活動費用は含まれていない。 ・ISUのマンデートや所掌業務については, 締約国会議及び検討会議で議論・決定される。 ・ISUは, ①対人地雷禁止条約の枠組みで開催される全ての公式会合(締約国会議(第11条), 検討会議(第12条))・非公式会合に起因する活動の準備・支援・実施及びフォローアップ, ②条約運営のために設置されている各種委員会の関連会合の開催に係る議長や調整委員等に対する実質的な内容面を含む各種支援の提供, ③締約国の条約上の義務の履行や普遍化促進のための助言と技術的支援の提供, ④締約国間のコミュニケーション及び非締約国・国際社会に対する連携と情報共有の促進, ⑤条約の枠組みで開催されるすべての公式・非公式協議の記録の適切な保存及び会議での決定事項の締約国その他関係者への伝達, ⑥国連を含む関連国際機関との適切な連携と調整等のマンデート(権限)が与えられている。 (2) 主要な活動分野 <table border="0"> <tr> <td>☐ 安全保障</td><td>☒ 軍縮不拡散・科学</td><td>☐ 国際経済・資源エネルギー</td></tr> <tr> <td>☐ 司法</td><td>☐ 教育・文化</td><td>☐ 開発・人道</td></tr> <tr> <td>☐ 保健</td><td>☐ 環境・気候変動</td><td>☐ 地域協力</td></tr> <tr> <td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr> </table>	☐ 安全保障	☒ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー	☐ 司法	☐ 教育・文化	☐ 開発・人道	☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力	☐ その他()		
☐ 安全保障	☒ 軍縮不拡散・科学	☐ 国際経済・資源エネルギー											
☐ 司法	☐ 教育・文化	☐ 開発・人道											
☐ 保健	☐ 環境・気候変動	☐ 地域協力											
☐ その他()													
6 拠出の用途及び目的	・対人地雷禁止条約は, 対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止するほか, 貯蔵されている対人地雷の廃棄, 地雷敷設地域における対人地雷の廃棄等を締約国に義務づけ, また被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで, 対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させ												

ることを目的とした条約である。ISUは、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるための様々な条約履行促進関連業務を担う。 ・日本を含む締約国等からの拠出金は対人地雷禁止条約の年次会合の決定に基づきISUの活動経費に充てられており、本件拠出金は、ISUの人件費、旅費等に充てられる。ISUへの支援を通じ、条約の効果的な運営を確保し、対人地雷のない世界の実現に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。
7 担当課室
軍縮不拡散・科学部 通常兵器室

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標、基本的な目標・計画・重点分野、関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット、国際基準・規範の形成等)等
・第14回締約国会議(2015年)においてISUの在り方や財政モデルについて検討され、次回検討会議(2019年)までの4か年の作業計画、及び予算案が採択された。第14回締約国会議の翌年の2016年からの年次会合では、毎回翌年度のISU作業計画と予算案が検討・採択されている。直近の第17回締約国会議(2018年11月)においては、ISUのマネートと4か年の作業計画に基づき、「2019年ISU予算及び作業計画」が締約国のコンセンサスで採択された。 ・対人地雷禁止条約自体は、直近の検討会議である第3回検討会議(2014年)で採択された成果文書である「マプト行動計画」が次の第4回検討会議(2019年11月開催予定)までの活動指針となっている。「マプト行動計画」には、貯蔵地雷廃棄、埋設地雷除去、被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的行動が記載されている。締約国は「マプト行動計画」に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっている。 ・また、第3回検討会議では、締約国のコミットメント(取組の誓約)を謳う政治宣言である「マプト+15宣言」も採択され、2025年までに対人地雷が引き起こす苦痛及び犠牲を終止させるとの政治目標が掲げられた。この「マプト+15宣言」は、条約締約国だけでなく、地雷分野にかかわる国際機関やNGOにとっての活動指針となっている。 ・対人地雷禁止条約の目的は、「持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ」と深く関わっており、埋設地雷の除去による土地の開放は、目標1(貧困)、2(飢餓)、3(保健)、4(教育)、5(ジェンダー)、6(水・衛生)、11(都市)、16(平和・公正)と、被害者支援は目標1、3、4、5、8(成長・雇用)、9(イノベーション)、10(不平等の是正)、16と、国際協力案件として実施される危険回避教育は目標1、2、3、4、5、6、11、16の実現に直接的に貢献するものであり、また、貯蔵地雷の廃棄は目標16の実現に貢献している。条約の履行を支援するISUの活動も、これらの目標に貢献するものとなっている。
1-2 1-1に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)
・条約事務局として、検討会議(準備会合含む)、締約国会議、政府専門家会合を開催する。 ・ISUは、対人地雷禁止条約の締約国会議、検討会議での議論やその他の活動について、公式ホームページを通じて積極的に対外発信を行っている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント(声明)や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。 ・対人地雷禁止条約は、地雷対策分野に携わる他の国際機関(国連地雷対策サービス部(UNMAS)、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、赤十字国際委員会(ICRC)、GICHD等)のほか、対人地雷禁止条約の交渉過程(オタワ・プロセス)を主導した地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)等の国際NGO、NPOを含む市民団体に対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISUは、これらの機関の代表者が対人地雷禁止条約の関連会議に参加できるよう、ロジスティックな支援を提供している。 ・ISUは、ホスト協定を結んでいるGICHDとは、条約の効率的な運用や、ISUの体制に関する情報共有や意見交換を日常的に行っている。 ・特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983年発効)のISU及びクラスター弾に関する条約(2010年発効)のISUとは、効率的な条約運営のための知見の情報交換や、費用対効果の向上のために連携しており、シナジー(相乗)効果を追求している。2017年には、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約それぞれの締約国会議で、関連条約間のISUの連携に関する議論が行われ、ISU間の協力関係の強化について言及された。
1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果
・会議の円滑な運営で、条約が所掌する課題についての議論が深まった。

・2018年11月の第17回締約国会議では、第16回締約国会議から1年間の条約の進捗状況が報告された。主な点は以下のとおり。 ・貯蔵されている対人地雷の廃棄(第4条)に関しては、第17回締約国会議(2018年11月)において、オマーンが貯蔵対人地雷の廃棄を完了した旨宣言した。条約発効以降、締約国等により約5,400万個の貯蔵地雷が廃棄され(2017年12月より約1年間で約50万個が廃棄)、条約締約国のうち159か国が貯蔵対人地雷廃棄を完了した(もしくは当初より対人地雷を所有していない)。 ・地雷敷設地域における対人地雷の廃棄(第5条)に関しては、第17回締約国会議において、モーリタニアが地雷敷設地域の除去作業を完了した旨宣言した。国際NGOの報告によれば、埋設地雷の除去活動等により、2017年の1年間で、128km²の土地が開放され、16万8000個以上の対人地雷が廃棄された。2013年から2017年までの5年間で、約830km²の土地が開放され、約107万個の対人地雷が廃棄された。他方、アフガニスタン、カンボジア、タイ、イラク等、未だに対人地雷の深刻な汚染地域を国内に広範囲に有している国も存在し、また新規の対人地雷の利用も確認されている。 ・なお、条約では効力発効後10年以内に地雷敷設地域を除去することを義務づけており、期間内に廃棄が確保できない場合には、履行期限の延長を締約国会議又は検討会議に要請することが認められている。ISUは、これらの国が適切に期限延長の要請手続をとれるよう支援しており、第17回締約国会議には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロス、セルビア、スーダン、ウクライナ及び英国による期限延長要請が認められた。
1-4 (イヤマーク抛出のみ)イヤマーク抛出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの) ・拡大版 SDGs アクションプラン 2019(令和元年6月21日、SDGs推進本部(本部長:安倍内閣総理大臣))決定 SDGs 実施指針「優先課題⑦:平和と安全・安心の社会 地雷除去等を通じた平和構築・復興支援 国際機関等を通じ、中東・アフリカ地域での地雷・不発弾除去支援を実施することで地域の平和構築・復興支援に貢献する。
② 日本外交の関連重点分野
地球規模課題への対応(軍縮・不拡散への積極的取組)
2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該抛出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
・日本は、日本の安全保障及び国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でも対人地雷については、1999年の対人地雷禁止条約発効以前からその人道的・経済的な影響を懸念し、対人地雷の規制に積極的に関わってきた。 ・ISUは対人地雷禁止条約の運営に不可欠の役割を果たしている。そのため、本件抛出は、対人地雷問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な運用の確保につながり、軍縮・不拡散の促進に資するものである。また、ISUは締約国の求めに応じて条約関連業務を行っている。また、プレッジング会合において、締約国である日本はロジスティック面での便宜を受けるなど、有益な支援を受けている。 ・日本がISUを支えることは、地雷問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すことにも繋がる。2019年2月26日に開催された第4回プレッジング会合には高見澤軍縮代表部大使が出席し、日本の対人地雷問題への取組を紹介するとともに、平成31年度(令和元年度)予算として日本からISUに任意抛出する旨を表明した。 ・日本が重視している軍縮・不拡散の実質的に促進させるためには、一部の国のみが独自に地雷の使用や輸出入を規制し、貯蔵地雷を廃棄するだけでは不十分であり、国際的な基準を策定し、その基準をより多くの国が義務として認識し、履行することが重要である。対人地雷禁止条約は、その役割を担った枠組みであり、ISUは締約国に対しては条約上の義務の履行促進を支援し、非締約国に対する普遍化に取り組むことで、条約の目的である対人地雷問題の解決に極めて重要な役割を果たしている。
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
・対人地雷禁止条約の関連会合は、すべての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGOを含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席するすべての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議

の決定事項として反映させることが可能である。本件提出に関連する年次予算案、財政モデル、事務局長人事を始めとする ISU の運営やマニフェストに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。日本は締約国として、すべての関連会合に参加し、同 ISU 関連の事項も含め、締約国会議又は検討会議での意思決定プロセスに参加している。 ・ISU のマニフェストや所掌業務については、締約国会議及び検討会議で議論・決定されることから、日本も会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加している。また、会議の場以外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や、その他条約の履行や運営に関する取組について、非公式の意見交換を個別に行っている。
2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等
—
2-5 日本企業、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり
日本の NGO もメンバーとなっている地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)は毎年会合に参加しており、直近の第 17 回締約国会議(2018 年 11 月)でも各議題においてステートメントを発表するなど積極的に参加している。なお、市民団体は、規定された手続を経れば会議期間中にサイドイベントを開催することも可能であり、組織の取組を紹介するなど、アピールすることもできる。

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018年8月公表(2017年度分)	通貨	スイスフラン
予算額	738,317	決算額	535,847
予算額・決算額の差	202,471	予算額に占めるその差の割合	27%
65%以上の場合、その理由	—		
3-3 本提出の会計報告(イヤマーク提出分のみ)			
報告年月	〇〇年〇月[受領・公表](年度分)	通貨	
報告がない場合、その理由			
予算額		決算額	
予算額・決算額の差		予算額に占めるその差の割合	%
65%以上の場合、その理由			
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	対象期間:2017年1月～2017年12月	報告年月	2018年8月公表
実施主体	Deloitte SA		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)		無	
(2)内部監査			
対象年度	—	報告年月	—

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年 12 月末時点、専門職以上。）									
全職員数		日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
2018	2018	内、幹部	2017		2016	2015	平均値		
2.6	0	0	0	0	0	0	0	0	
☐	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		名	備考	－				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無									
－									
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績									
－									
4-4 その他特記事項									
・定員は 2.6 人であり、事務局長を含む2名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.6 名」とカウントしている。 ・ISU の活動経費は締約国からの任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が 2.6 名となっている。定員数が極めて小さく、また現時点で空席がないために日本人の採用が困難となっている。 ・ISU は、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1 相当以上)のポストが存在しない。									